

子育て世帯への臨時特別給付金を年内に一括給付します

18歳以下の児童への臨時特別給付金10万円を、当初は全額現金とし、2回に分けて（5万円×2回）給付する計画でしたが、年内に10万円を一括で給付する方法に変更します。

■支給日（予定）

令和3年12月27日（月）

■一括給付の主な理由

- ・速やかな給付が可能となり、卒業・入学・新学期に向けた支援になるので、市民ニーズにも沿うものである。
- ・一括給付とすることで、事務の効率化を図り、振込手数料などの経費を削減できる。

■経緯

- ・令和3年11月19日に閣議決定された経済対策により実施する事業として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、一時金を支給するものです。
- ・年収960万円を超える世帯を除き、18歳以下1人当たり10万円相当の支援を行うもの。5万円の現金の給付に加えて、来年春の卒業・入学・新学期に向けた子育て・教育関連に使えるクーポンとして配布するとされていました。
- ・これを受け、市としては10万円を全額現金として2回にわけて給付する方針でしたが、12月13日に国が10万円の一括給付を容認する方針としたため、変更するものです。

■今後の手続き

- ・市議会に追加の補正予算案を提出します。
- ・すでに市民には先行給付金として5万円を支給する旨の案内通知を発送しているため、改めて一括給付に変更した旨の通知を郵送予定です。

※ 児童手当の対象となっている世帯に対し、年内に一括給付するものです。高校生相当の児童を養育する方や公務員の方については申請が必要なため、年内の一括給付は対象外となります。

お問い合わせ先

市民福祉部 子ども家庭課 担当者：大橋

電話：0573-66-1111（内線615）